金ケ崎町水道使用水量認定基準

(趣旨)

第１条　この基準は、金ケ崎町水道事業給水条例第２９条第１項第３号及び金ケ崎町水道事業給水条例施行規程第１６条に規定する使用水量の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 使用水量　水道料金の対象となる水量をいう。
2. 検針水量　検針時における指針から前回の指針を差し引いた水量をいう。
3. 異常水量　検針水量のうち、漏水量その他使用者が使用しなかったと認められる水量をいう。
4. 平均使用水量等　認定する月の前３月の使用水量又は前年同月における使用水量をいう。ただし、これにより難い場合は使用者の業態、世帯人数及びその他の事実を考慮した水量とする。

(使用水量の認定について)

第３条　次の各号に掲げる給水装置の異状による漏水等があったと認められる場合又はその他給水の適正な計量ができない場合における使用水量の認定は、当該各号に定めるところによる。

1. 積雪等により計量不能の場合　平均使用水量等をもって使用水量を認定し、計量可能となった時点で精算する。
2. 地下漏水等、容易に発見できない箇所で使用者の責めによらない漏水があったと認められた場合　漏水修理終了後、使用者又は所有者の申出により、別表の計算式で減免水量を定め、漏水した月の検針水量から減免水量を差し引くことで認定する。なお、漏水していた期間が１月以上あると認められる場合、漏水の原因となった箇所の修理をした月を含む前２月までを限度とする。
3. 不凍栓の操作に関する理解が不十分で不凍栓の不完全な開閉により、漏水が生じたと認められる場合　使用者又は所有者の申出により、平均使用水量等をもって認定する。また、この号の適用は、該当する給水装置場所の使用者に対して1回限りとする。
4. 前各号のほか金ケ崎町長が必要と認めた場合　その都度事実を考慮して金ケ崎町長が認定する。

(町の指示又は承認によって生じた異常水量の認定)

第４条　次の各号のいずれかに該当する場合には、平均使用水量等をもって使用水量として認定する。ただし、異常水量を推定できるときは、検針水量から異常水量を考慮した水量をもって使用水量とすることができる。

1. 給配水管の維持管理上の理由により放流を指示したとき。
2. 消防、災害給水等の理由により承認したとき。
3. 前２号によるもののほか、金ケ崎町長が必要と認めるとき。

(適用除外)

第５条　次の各号のいずれかに該当する場合は、認定の対象としない。

1. 検針水量が平均使用水量等以下の場合
2. 不凍栓の操作不良による場合(第３条第３号を適用した場合を除く。)
3. 貯水槽手前の止水バルブ以降の漏水の場合
4. 使用者が故意又は過失により給水装置を損傷した場合
5. 使用者が漏水の事実を知りながら修理を怠った場合
6. ボイラー、温水器等の装置及びその接合部分の故障による漏水の場合
7. 蛇口、立上り管又は水洗便所の各器具等で、漏水の事実を容易に認識できる場合
8. 既設の井戸水配管を給水装置に転換した場合

（９） 無届工事による給水装置部分に係る漏水の場合

（１０）金ケ崎町により指定された工事事業者以外の者が修理を行った場合

(認定の申請手続)

第６条　この基準に定める認定を受けようとする者は、使用水量の認定申請に必要な書類を添えて金ケ崎町長に申請しなければならない。

（補足）

第７条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

1. この基準は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

1.家庭用

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 平均使用水量を超えた水量 | 減免水量計算式 | | | |
| 1. 平均使用水量等の１０倍まで | 検針水量 | * 平均使用水量等 | ×　１/２ | ＝減免水量 |
| 1. 平均使用水量等の２０倍まで | 検針水量 | * 平均使用水量等 | ×　３/４ | ＝減免水量 |
| 1. 平均使用水量等の２０倍超 | 検針水量 | * 平均使用水量等 | ×　７/８ | ＝減免水量 |

　　　※小数点以下切り捨て

　　　2.家庭用以外

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 平均使用水量等を超えた水量 | 減免水量計算式 | | | |
| 1. 一律 | 検針水量 | * 平均使用水量等 | ×１/２ | ＝減免水量 |

　　　※小数点以下切り捨て